

[教育職員免許状の取得]

既に中学校教諭1種(1級普通)免許状・高等学校教諭1種(2級普通)免許状を取得している者又は所要資格を有している者、上級免許状への切り替えを希望する者で、本大学院の博士課程前期課程において、基礎資格を得るとともに、教育職員免許法及び同法施

行規則に定める所要の単位を修得した者は、次の中学校教諭専修免許状又は高等学校教諭専修免許状授与の所要資格を得ることができます。

研究科	専攻	中学校教諭専修免許状	高等学校教諭専修免許状
文学研究科	英語英文学専攻	英語	英語
	ヨーロッパ文化史専攻	宗教・社会	宗教・地理歴史
	アジア文化史専攻	社会	地理歴史
経済学研究科	経済学専攻	社会	公民
経営学研究科	経営学専攻	社会	公民・商業
法学研究科	法学専攻	社会	公民
工学研究科	機械工学専攻	――――――	工業
	電気工学専攻	――――――	工業
	電子工学専攻	――――――	工業
	環境建設工学専攻	――――――	工業
人間情報学研究科	人間情報学専攻	社会・数学	公民・数学・情報

[学生支援]

○ティーチング・アシスタント(T·A)制度について

本大学院は、大学院生に“将来教員・研究者になるためのトレーニング機会の提供”及び“経済的支援(奨学)”を目的として「ティーチング・アシスタント(T·A)」制度を設けています。

T·Aは、授業担当教員の指示に従い、授業等の補助を行うことを職務とし、次の業務を行います。

【博士課程後期課程の学生】

- ◎博士課程前期課程・修士課程又は学部の実験・実習、コンピュータ演習(実習)
- ◎博士課程前期課程・修士課程又は学部の授業に関わる教育的補助業務

【博士課程前期課程・修士課程の学生】

- ◎学部の実験・実習、コンピュータ演習(実習)
- ◎学部の授業に関わる教育的補助業務

○長期履修制度

○長期履修制度とは

本学大学院では、職業を有する方や、育児や介護などで研究時間の制約を受ける方などを対象に、入学時の環境に応じて在学年限の範囲内（博士課程前期課程・修士課程4年、博士課程後期課程6年）で指導教員と相談のうえ、1年単位で長期履修期間を定め、計画的に教育課程を履修し修了することが可能となる制度を実施しています。また長期履修期間の変更も1回のみ可能です。

○いつ申請するのか

新年度の授業開始1ヶ月前までに申請書に記入して申請してください。長期履修の適否が決まり次第通知します。

○学納金はどうなるのか

学納金は標準修業年限（博士課程前期課程・修士課程2年、博士課程後期課程3年）分に相当する学生納付金を、長期履修期間に応じて分割納付することとなります。

長期履修を希望する方は、学務部教務課にお問い合わせください。（022-354-8202）

長期履修制度の学納金（文学・経済学・経営学・法学研究科の場合）

単位：円

区分	各年度の学納金納付額			修了までの学納金総額
一般学生 (標準修業年限2年)	1年目 (847,000)	2年目 (847,000)		1,694,000
長期履修学生 (履修期間を4年とした場合)	1年目 (566,000)	2年目 (564,000)	3年目 (564,000)	1,694,000

※別途、入学金（初年度のみ）、諸会費の納入が必要となります。

詳しくは2024年度「大学院学生募集要項」をご参照ください。

本学学生納付金は、スライド制を導入しているため、在学期間中（翌年度以降）に改定されることがあります。

○特別聴講学生制度

この制度は、各大学間の学術的提携、交流を促進するために設けられ、大学院学生が研究上の必要から自己の属する大学院以外の大学院授業の履修を希望するとき、大学院間の協定により所属大学院より相手大学院に委託される制度です。現在、本大学院で上記制度を実施している研究科・専攻・相手校は次のとおりです。

○文学研究科 英語英文学専攻………青山学院大学、法政大学、上智大学、明治大学、明治学院大学、日本女子大学、東京女子大学、立教大学、聖心女子大学、東洋大学、津田塾大学

○法学研究科 法律学専攻………北海学園大学特別聴講学生として修得した単位は、10単位を越えない範囲で修了の単位とすることができます。